

管理建築士の変更

建築士事務所の開設者は、管理建築士に変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第23条の5)

■申請に必要な書類 <正副2部(副本はコピー可)提出>

①建築士事務所登録事項変更届(様式3)

②添付書類

- ・所属建築士の氏名等(別紙2)管理建築士も含めて全員記入
- ・略歴書【管理建築士 添付書類(口)】
- ・管理建築士の建築士免許証の写し(含む建築士免許証明書)
- ・管理建築士講習修了証の写し(建築士法第24条第2項)

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書及び変更届出書(副本)の**返信用封筒(切手貼付)も同封の上**、提出してください。